

令和8年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会 質問及び意見

○ 質問

令和8年度第2回世田谷区障害者施策推進協議会資料への質問等について、次のとおり回答します。

案件名	その他
質問	保健所、保健福祉センター、保健センターのそれぞれの役割の違いを教えてください。 精神障害者とその家族の相談窓口として、どちらを選べばいいですか？ 保健福祉センターは区役所の中にありますか？
回答	区では、本庁のほか、5つの地域に総合支所、28の地区にまちづくりセンターを設置し、区民の皆様身近な行政サービスを提供する「地域行政制度」を推進しています。 【保健福祉センター】 5つの地域(世田谷・北沢・玉川・砧・烏山)の各総合支所内に、保健福祉センターを設置しています。保健福祉センターの健康づくり課及び保健福祉課において、地域にお住まいの精神障害のある方やご家族からの個別のご相談をお受けしています。保健福祉センター健康づくり課は65歳未満の方を対象、保健福祉課は65歳以上の方を対象としております。 ご相談内容やご状況によっては、保健福祉センター内のほかの部署と連携をさせていただく場合がございます。 【保健所】 保健所は、本庁の組織の1つとして、区全体の公衆衛生行政を担っています。個別の支援だけでなく、地域全体も含めて健康を守り、健康づくりを推進する役割を担っています。城山分庁舎に事務所を置いています。保健所内の健康推進課が精神保健を担当しており、主な業務として、5地域の保健福祉センター健康づくり課や保健センターのとりまとめとバックアップ、自殺対策や思春期保健の協議会の開催等の事業を行っています。 【保健センター】 保健センターは、梅ヶ丘の「うめとぴあ(区立保健医療福祉総合プラザ)」内にある専門施設です。区の外郭団体であり、健康づくりや専門相談の拠点として、健康診断・健康度測定、こころの健康づくり事業、障害者・高次脳機能障害に関する専門相談などを行っており、精神施策については、精神障害やこころの健康づくりに関する講演会、ピア電話相談員によるこころの電話相談等を行っています。 なお、28の地区のまちづくりセンターは、本庁や総合支所よりも区民の皆さんに身近な行政拠点として、福祉の相談窓口を設け、福祉に関する困りごとなどの相談をお受けしています。

○ 意見

今回頂戴しましたご意見については、各担当所管に共有させていただきました。

NO.	案件名	意見
1	【資料2】 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部改正素案(たたき台)に向けた検討について	「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の改正についての意見です。 「第 15 条 2」の表現についても合わせて改正が必要だと考えています。 「グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず」とする障害者権利委員会勧告を反映させるためには、第 15 条 2 項の「地域での生活への移行に寄与するグループホームその他の住まい」という表現を、「地域での生活への移行に必要な民間住宅や公営住宅、グループホームなど、多様な住まい」とするのはいかがでしょうか。より障害者権利委員会勧告に近づけられるように思います。

※ 質問・意見において個人情報等を含む箇所については、表現を加工、修正させていただく場合があります。